

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムインターネットセキュリティ装置及び負荷分散装置機器賃貸借について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

福島県情報通信ネットワークシステムインターネットセキュリティ装置及び
負荷分散装置 機器一式

(2) 借入物品の仕様等

別紙、仕様書のとおり。

(3) 借入物品の賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで。

(4) 借入物品の納入場所

別紙、仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないこと。

と認められる者であること。

- (4) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等以上の物品の納入実績を有するものであること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）
- イ 法人登記簿謄本（写し可。提出日より3ヶ月以内のものに限る。）
- ウ 印鑑証明書（写し可）
- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式8）
長3封筒を同封すること。封筒に110円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入すること。
- オ 納入実績証明書（第7号様式）
- カ 提案機器一覧（第9号様式）
- キ 仕様内容適合表（第10号様式）

(2) 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時00分 必着

(3) 提出場所

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部デジタル変革課（本庁舎5階）

電話 024-521-7135 FAX 024-521-7914

電子メール jouhou_system@pref.fukushima.lg.jp

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、令和7年3月7日（金）午後5時00分必着とする。なお、持参による場合は、土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月24日を除く、午前9時00分から午後5時00分までの間とする。

(5) 提出部数

各1部

(6) 資格確認の審査結果

一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和7年3月19日（水）までに通知する。

5 入札説明会

入札説明会は開催しない。

6 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

4(3)に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のホームページからダウンロードすることができる。

(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

(2) 入札説明書の交付期間

令和7年2月7日（金）から令和7年3月7日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月11日及び同月24日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

7 質問に関する事項

仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 入札説明書等に関する質問書（第1号様式。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として4(3)に示す場所へ、郵送、Fax又は電子メールにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、福島県企画調整部企画調整課のホームページに掲載する。なお、質問者名は公開しない。

(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和7年3月3日（月）午後5時00分までとする。

8 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付又は有価証券の提出は、開札までに行うこととし、事前に4(3)に掲げる県の課の指示を受けるものとする。

(4) 財務規則第249条第1項（別記1）各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、4(2)に掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（第3号様式）により4(3)に掲げる場所まで申請するものとする。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、令和7年3月7日（金）午後5時15分までに申請するものとし、事前に4(3)に掲げる県の課の指示を受けるものとする。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第251条及び第253

条に定めるところによる。

9 入札及び開札

- (1) 本件入札は、一般競争入札により行う。
- (2) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和7年3月21日（月）午後1時00分から

場所：福島県庁本庁舎4階 415会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (4) 入札書は、入札書（第4号様式）により作成、記載すること。

- (5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者の職及び氏名の記載のほかに、当該代理人の職及び氏名の記載並びに代理人の押印をすること。なお、代理人は委任状（第5号様式）を持参すること。

(6) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参して提出する場合は、9(3)に掲げる日時及び場所へ提出するものとし、入札書を封書に入れて密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあっては、商号又は名称。）

(イ) 「令和7年3月21日開札『福島県情報通信ネットワークシステムインターネットセキュリティ装置及び負荷分散装置機器賃貸借』の入札書在中」

イ 郵送により入札を行なう場合は書留郵便によることとし、令和7年3月19日（水）午後5時00分までに、4(3)に掲げる場所に必着のこと。郵送に当たっては、二重封筒の外封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札書のみを入れて密封し、かつ封皮には9(6)アの必要事項を記載すること。外封筒に、中封筒と以下の書類を同封すること。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書又はその写し

(イ) 入札保証金を納付した納入通知書の銀行領收印があるものの写し…入札保証金を納付した場合

(ウ) 入札保証金納付免除通知書又はその写し…入札保証金の免除を受けた場合

ウ 9(6)ア又は9(6)イ以外の方法による入札は不可とする。

(7)入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(8)入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(9)一度提出された入札書については、書き換え、引き換え又は撤回を認めない。

(10)開札は、入札終了後直ちに9(3)に掲げる場所にて行う。

(11)開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第3号様式）（県からの通知）又はその写し

イ 委任状（第5号様式）※代理人が出席し、入札する場合

ウ 入札保証金納付免除関係書類

財務規則第249条第1項により、入札保証金の免除を希望する者は、令和7年3月7日（金）までに5(1)に掲げる担当者に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（第6号様式）のみを提出すること。また、入札保証保険証券の提出が必要な場合は開札日に原本を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）

(12)開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

(13)予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札については棄権したものと見なす。

(14)再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合は、さらに入札に付することができるものとする。

(15)入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(16)天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1)入札参加資格のない者がした入札
- (2)所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (3)委任状を持参しない代理人がした入札
- (4)同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5)鉛筆書きによる入札
- (6)金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (7)記名、押印を欠く入札
- (8)日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札
- (9)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (10)同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11)9(6)イに規定する郵送方法によらない入札（郵送により入札を行なう場合）
- (12)明らかに不正によると認められる入札
- (13)その他この入札説明書において示す条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

11 落札者の決定

- (1)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2)落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3)(2)の同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4)入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

12 契約保証金

- (1)落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2)契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機

関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、財務規則第228条第2項各号に規定する担保の提供をもつて契約保証金の納付に代えることができる。

- (3) 財務規則第229第1項各号(別記1)のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

13 契約書等の作成

- (1) 貸貸借契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

14 契約条項

契約条項は、契約書及び財務規則による。

15 貸貸借料の支払い条件

- (1) 貸貸借料月額の計算

貸貸借契約は機器等の貸借料の総額で契約するが、貸貸借料は、機器等の設置を完了した場合でも、貸貸借期間の始期から起算し、契約終了までを貸貸借期間として暦の毎月に計算するものとする。
- (2) 貸貸借料月額の計算における端数処理

貸貸借期間中の各月の貸貸借料は、貸貸借料の総額を貸貸借期間中の月数(以下「貸借月数」という。)で除した額を貸貸借料の月額(以下「平均貸貸借料月額」という。)とし、平均貸貸借料月額又は平均貸貸借料月額により算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、貸貸借料の総額から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた貸貸借料を貸借月数で除して算出した額と当該平均貸貸借料月額から算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない平均貸貸借料月額以下の近似値の額(以下「調整月額料」という。)を各月の貸貸借料とし、貸借料総額から調整月額料に貸借月数を乗じた額を減じた額を貸貸借期間の最初の月の貸借料に加算するものとする。

ただし、調整月額料によって算出された最初の月の賃借料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月10日までに前月分の賃借料の支払いを請求するものとし、県は請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払う。

(4) 当該契約に関する事務を担当する部門は、福島県デジタル変革課である。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となった時に入札の効力が生じる。

17 提案機器に対する留意事項

- (1) 提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され、納入できることを証明する資料を提出すること。
- (2) 入札時点において、令和12年9月末までにサポート終了が決定している製品は含めないこと。
- (3) 審査するにあたって、提案機器が不明確で技術審査に重大な支障があると本県が判断した場合は、要件を満たしていないものとする。
- (4) 提出された内容等について、ヒアリングを行う場合がある。

(別記1)

福島県財務規則（抜粋）

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から(18)まで (略)

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。